

高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領

（目的）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「規則」という。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）によるほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 入札後審査型一般競争入札とは、制限付き一般競争入札に参加するための入札前の申請手続を簡略化し、開札後に、落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

（対象工事）

第3条 入札後審査型一般競争入札に付する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で、予定価格が1,500万円以上のものとする。ただし、入札後審査型によることが適当でないと認められる工事については、この限りでない。

（入札参加資格）

第4条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。
- （2） 当該業種に係る市の入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者（以下この号において「連続2年以上当該業種登載者」という。）で、当該入札に係る工事種別において指定する決定数値又は等級別格付を受けているものであること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

ア 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。

- (ア) 当該工事の種類に係る建設業法の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法第27条の23の規定により当該工事の種類の公共工事を直接請け負うことができること。
- イ 当該失念等の申出があったこと。
- (3) 入札書提出期限日及び開札（高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）に基づく総合評価落札方式による場合にあっては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した工事（随意契約に係るものを除く。以下この号において「対象工事」という。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、イ及びウの日はその翌日に手持件数から除外する。）。
- ア 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、落札候補者）となった日
- イ しゅん工検査に合格した日
- ウ 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして第14条第5項の通知をした日
- エ 落札候補者となった後の低入札価格調査の結果、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14の2第1項各号のいずれかに該当するとして高松市低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）第11条第2項の様式第1による通知をした日
- (4) 入札に付する工事の施工に必要な施工実績があること。
- (5) 入札に付する工事の施工に必要な資格を有する技術者を工事現場に配置できること。
- (6) 入札書提出期限日から落札者決定の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（当該工事が対象となるもの）期間中の者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、建設

業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、地方自治法施行令第167条の5の2の規定により事業所の所在地に係る資格を設定するに当たっては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、市内企業において施工が可能と認められる工事については、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

3 市内企業において施工が可能と認められない工事又は市内企業のみでは競争性の確保を図ることができない工事については、準市内企業・市外企業の順で、資格の設定の対象を拡大するものとする。

4 前2項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

(1) 市内企業 法人にあっては本店である営業所（建設業法第3条第1項の本店である営業所をいう。以下この項において同じ。）の所在地が高松市内である法人で、高松市内に当該業種に係る営業所（同項の営業所をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するものをいう。

(2) 準市内企業 法人にあっては本店である営業所の所在地が高松市外である法人で、高松市内に当該業種に係る営業所を有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては高松市内に当該業種に係る営業所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

(3) 市外企業 それぞれ前2号のいずれにも該当しない者をいう。

5 特定建設工事共同企業体により発注しようとするときの入札参加資格は、工事の内容によりその構成員の施工能力に応じて設定する必要がある場合には、特定建設工事共同企業体の構成員それぞれについて定めることができる。

（入札書並びに入札参加資格確認申請書等の提出及び受付）

第5条 市長は、入札後審査型一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、全ての入札参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び確認資料の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び確認資料は、公告において示す様式に従い作成し、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札書に添付して提出するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 公告において示す様式は、原則として、申請書（施工実績及び配置予定技術者に係る確認資料を兼ねる。）については様式第1号に、発注工種雇用技術者（入札書提出期限日において雇用している技術者につき公告において入札参加資格として定めた要件をいう。次条第3号において同じ。）に係る確認資料については様式第2号によるものとする。

4 開札後、第14条に規定する落札候補者から確認資料の記載内容の分かる資料（以下「追加資料」という。）を持参により提出を求めるものとし、受付期間及び受付場所を公告において明らかにするものとする。

5 追加資料の受付は、財政局契約監理課において行うものとする。

6 第1項、第2項及び第4項に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

（1） 確認資料及び追加資料の作成に係る費用は、申請者の負担とすること。

（2） 提出された確認資料及び追加資料は、返却しないこと。

（3） 提出された確認資料の差し替え、追加及び再提出は認めないこと。

（4） 確認資料及び追加資料の提出に関する問合せ先

（5） その他市が必要と認める事項

（確認資料及び追加資料の内容）

第6条 確認資料及び追加資料の内容は、次に掲げるものとし、公告において明らかにするものとする。

（1） 施工実績 同種の工事の施工実績

（2） 配置予定の技術者 配置予定の技術者の資格

（3） 発注工種雇用技術者 当該公告において定めた要件

（設計図書等の交付又は閲覧）

第7条 設計書、図面及び仕様書並びに入札参加者心得及び契約条項（以下「設計図書等」という。）は、公告後速やかに交付又は閲覧に供するものとし、その方法等について公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 質問書の提出は、電子入札システムの利用により行うものとし、その旨を公告におい

て明らかにするものとする。

4 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

5 質問書の受付期間は、原則として、設計図書等を交付又は閲覧に供した日から入札書提出期限日の7日前の日（その日が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

6 質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧方法は、公告において明らかにするものとする。

7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の2日後（休日は算入しない。）の日までに開始し、入札書提出期限日に終了するものとする。

（工事概要書の配布）

第8条 前条第1項に規定する設計図書等を公告後速やかに交付又は閲覧に供することができない場合には、公告後速やかに工事概要書を配布するものとし、その期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

（現場説明会）

第9条 現場説明会は、実施しないこととする。ただし、工事内容等により、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時、場所等を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会は、公告後速やかに実施するものとし、入札書提出期限日の10日前までに行うものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第10条 入札保証金は規則第7条から第10条の2に基づいて執行する。

（入札参加資格の事前確認）

第11条 市長は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第4条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第10号までに規定する入札参加資格を有しているかどうかの確認並びに同項第4号、第5号及び第11号に規定する入札参加資格に関して、指定した期間に指定した資料を提出しているかどうかの確認その他公告において定める事項の確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

（入札の無効等）

第12条 確認資料を期限までに提出しない者及び入札に参加する者に必要な資格のない者は、入札に参加できない旨を公告において明らかにするものとする。また、入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加者心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにする

ものとする。

(入札の執行)

第13条 入札執行回数は、あらかじめ再度入札を行うものとした場合は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。また、再度入札を行わないものとした場合は、原則として1回とする。

2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札参加資格の確認及び落札決定)

第14条 市長は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。

2 市長は、開札の執行後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者（最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。）を落札候補者とし、当該落札候補者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。

3 落札者を決定した場合は、原則として、電子入札システムにより、落札者決定通知を行うものとする。

4 第2項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者に追加資料の提出を求め、参加資格の審査を行うものとし、落札者が決定するまで、同様の手続を順次行うものとする。

5 第2項又は前項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対し、電子入札システムにより無効通知書を送付するものとする。ただし、紙による入札参加者に対しては様式第3号を送付するものとする。

(苦情の申立て等)

第15条 前条の審査により入札参加資格がないと認められた者及び高松市総合評価落札方式実施要領に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

(入札結果の公表)

第16条 一般競争入札に付した工事については、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づき、入札の結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第17条 申請者から提出された申請書、確認資料及び追加資料は、申請者に返還せず、

公表しないものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、入札後審査型一般競争入札の取扱いに必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(総合評価落札方式による場合の取扱い)

2 高松市総合評価落札方式実施要領に基づく総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）による場合において、必要があるときは、第5条第6項各号に掲げる事項のほか、同要領及びその細則による評価に必要な事項を記載した資料の提出に関する事項を公告において明らかにするものとする。

3 総合評価落札方式による場合においては、第14条第2項の規定にかかわらず、次の各号の全ての要件に該当する者のうちから、評価値の最も高い者（評価値の最も高い者が2人以上あるときは、最低の価格をもって入札をした者（最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。）とする。）を落札候補者とし、当該落札者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 入札価格が低入札価格調査制度実施要領第7条第2項の数値的判断基準に係る価格を下回らないこと。

(3) 評価値が基準評価値を下回らないこと。

4 総合評価落札方式による場合においては、附則第2項に規定する事項のほか、総合評価の方法、評価内容の担保その他必要事項を公告において明らかにするものとする。

(主観点数による入札参加資格の導入)

5 決定数値における主観点の配点比重を拡大し、企業の社会性や技術力を、より決定数値に反映させ、入札参加資格者名簿を編成したことにかんがみ、当分の間、次のいずれにも該当する工事種別においては、当該年度における発注予定件数のおおむね10分の1（高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行）附則第5項の規定によるものと合せた上限を3とする。）の案件について、決定数値の算定に係る主観点数について案件ごとに指定する点数を受けていることを入札参加資格として設定するものとする。ただし、総合評価落札方式のうち簡易型総合評価落札方式（Ⅰ型）による場合においては、この限りでない。

(1) 当該入札に係る工事種別において入札後審査型一般競争入札の当該年度の発注件

数が5件を超え、かつ、前年度又は前々年度の平均応募者数が5者以上であったこと。

(2) 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。

ア 主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

イ 主観的事項のうち、環境対策、災害時の活動、安全対策、障がい者雇用、次世代育成支援及び人権啓発の取組における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

6 格付けされている工事種別においては、前項第2号ア及びイに該当するかどうかを、等級区分ごとに判断するものとする。

附 則 (抄)

1 この要領は、平成21年7月6日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（後略）の規定は、この要領の施行の日以後に入札手続を開始する工事の請負契約について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第15条第1項及び第4項の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告に係る契約について適用し、同日前に行われた公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。

2 改正後の高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告に係る契約について適用し、同日前に行われた公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月17日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成25年5月31日まで間の改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項第1号中「有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている」とあるのは「有する」と、「住民票の住所が高松市内である者で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するもの」とあるのは「高松市内に当該業種に係る本店である営業所を有する者」と、同項第2号中「有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が高松市外である者で、高松市内に当該業種に係る営業所を有する」とあるのは「有する」とする。

附 則（抄）

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月28日から施行する。
- 2 改正後の高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、令和７年１１月１日から施行する。
- ２ 改正後の高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請人住所
商号又は名称
代表者氏名
(担当者氏名)
(電話番号)

入札参加資格確認申請書(兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料)

入札後審査型制限付き一般競争入札公告(年高契・公告第 号)(工事)
の入札に参加する資格の確認を受けたいので、申請します。なお、同公告の入札に参加する者に必要な資格の項目において定める要件を満たしていること及び下記(及び発注工種雇用技術者確認資料)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 施工実績

工事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	税込		
		税抜		
	工 期			
受 注 形 態 等	1 元請	1 単体		
	2 一次下請	2 共同企業体 (出資比率 %)		
工事概要等				

2 配置予定技術者

(1)	技 術 者 の 氏 名		
	法令による免許等		
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)	
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)	
(2)	技 術 者 の 氏 名		
	法令による免許等		
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)	
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)	
(3)	技 術 者 の 氏 名		
	法令による免許等		
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)	
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)	

3 配置予定監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に該当する場合に限る。)

(1)	技術者の氏名	
	法令による免許等	
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)
(2)	技術者の氏名	
	法令による免許等	
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)
(3)	技術者の氏名	
	法令による免許等	
	営業所技術者との重複	無 ・ 有 (年 月 日頃までに本入札に係る工事に専任可能)
	携わっている他の工事	無 ・ 有 (当該他の工事の工期の末日: 年 月 日)

※ 配置予定監理技術者補佐を提出する場合であっても、2配置予定技術者の提出は必要となる。

(注)

- 1 申請は、本店からでも、建設業法で定める営業所からでも、行うことができる。
- 2 開札後、落札候補者となった場合は、次の資料を持参すること。
 - (1) 営業所からの申請の場合は、委任状
 - (2) 施工実績については、その実績を確認できる書類
 - (3) 配置予定の技術者については、資格を証する書類
 - (4) 入札書提出期限日において雇用している発注工種技術者については、様式第2号(注)4に定める書類
- 3 施工実績は、最大3件まで提出できる。複数件提出する場合は、2件目以降について附表を作成すること。
- 4 配置予定技術者及び配置予定監理技術者補佐は、それぞれ最大3人まで提出できる。
- 5 開札後、落札候補者となった場合は、施工実績については記載内容が確認できる書類(コリンズ竣工時登録内容確認書、契約書、設計図書(仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所)等)を、配置予定技術者については次の資料を持参により提出すること。
 - (1) 「法令による免許等」については、次の区分による当該資格を証する書類の写し
 - ア 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 - イ 監理技術者補佐については、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
 - ウ 主任技術者については、法令による免許を証する書類(合格証等(建設業法第27条第1項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。))又は実務経験証明書
 - (2) 入札書提出期限日において引き続き3か月以上雇用していることを証する書類(雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等)
- 6 法令による免許等の欄には、法令による免許・実務経験のいずれかを記載できる。その

審査の結果、必要な資格を満たさないとされた場合、その者が別に有する実務経験・免許で再審査を求めることはできない。（建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件 14(7)）

- 7 営業所技術者との重複の欄は、記載の配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合は、「有」に○を付し、その配置予定技術者の専任が確保できる日を記載してください。この場合、請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上となるときは、落札決定前に、配置予定技術者審査用書類として、契約締結日までに本入札に係る工事に専任配置することができる旨を誓約する書面を提出しなければなりません。なお、契約締結日は、高松市契約規則第20条第1項の規定により、落札決定日から10日以内です。

- 8 携わっている他の工事の欄は、請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上となる場合（監理技術者の配置を要する場合を除く。）において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、本入札に係る工事の工期とに重複する期間があるときは、「有」に○を付し、その携わっている工事の工期の末日を記載してください。この場合は、落札決定前に、主任技術者兼務届を市に提出し、確認を受ける必要があります。

附表

施工実績（2件目）

工事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	税込		
		税抜		
	工 期			
受 注 形 態 等	1 元請 2 一次下請	1 単体 2 共同企業体 (出資比率 %)		
工事概要等				

施工実績（3件目）

工事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額	税込		
		税抜		
	工 期			
受 注 形 態 等	1 元請 2 一次下請	1 単体 2 共同企業体 (出資比率 %)		
工事概要等				

様式第 2 号（発注工種雇用技術者確認資料）

入札書提出期限日において雇用している発注工種技術者

会社名

工事

技術者氏名	特徴	現 住 所	法令による免許等

（注）

- 1 建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所としての高松市内の本店若しくは本社、支店又は営業所が有する技術者について記載すること。
- 2 建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 22 年高契・公告第 1 号）12(6)ウ(イ)に定める市・県民税に係る要件を満たす者については、「特徴」欄に○を付けること。
- 3 法令による免許等の欄には、法令による免許・実務経験のいずれかを記載すること。
- 4 開札後、落札候補者となった場合は、次の書類を持参により提出すること（直近 2 年度における特別徴収通知書登載者が 人 以上である場合は、(3)に掲げる書類は提出不要）。
 - (1) 「法令による免許等」については、次の区分による当該資格を証する書類の写し
 - ア 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 - イ 監理技術者補佐については、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
 - ウ 主任技術者については、法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第 27 条第 1 項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後 6 月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））又は実務経験証明書
 - (2) 入札書提出期限日において引き続き 2 年以上雇用していることを証する書類（雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等）
 - (3) 入札書提出期限日において引き続き 3 か月以上香川県内に住所を有することを証する書類（住民票の写し（入札書提出期限日以後に発行されたものに限る。コピー可））
 - (4) 市・県民税特別徴収対象職員照会同意書

高契第 号
年 月 日

様

高松市長

入 札 参 加 資 格 不 適 格 通 知 書

先に申請のあった 工事に係る入札参加資格について、次のとおり入札参加資格なしと確認したので、通知します。

記

入札公告日	年 月 日
工 事 名	工事
入札参加資格がないと認めた理由	

(注)
入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
この場合、 年 月 日までに、高松市役所財政局契約監理課にその旨を記載した書面を持参により提出してください。